

議案第15号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路運送車両の保安基準の改正に伴い、特定小型原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の減免について運転免許証の提示を要しないこととする必要があるため、本案を提出する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第46条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証の提示を要しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第46条の2第2項ただし書の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。